

## 七飯町空き農地情報バンク設置要綱

平成 29 年 11 月 24 日  
農業委員会告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農地の荒廃防止による地域活性化を図るため、七飯町内に存する空き農地の情報収集及び情報提供を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き農地情報バンク 七飯町内に存する空き農地（以下「空き農地」という。）を所有し、その提供を希望する者等（以下「提供希望者」という。）に関する情報の登録及びこの制度を利用し、空き農地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する情報の登録を通じて、提供希望者及び利用希望者に対して有用な情報を提供するシステムをいう。
- (2) 空き農地 現に利用されていないが耕作可能な農地又は現に耕作されているが、今後耕作する意思のない農地をいう。
- (3) 所有者等 当該空き農地に係る貸借を行うことができる権利を有するものをいう。

(制度の運用)

第 3 条 七飯町農業委員会（以下「会長」という。）は、空き農地情報バンク（以下「情報バンク」という。）を運用する。ただし、本制度以外による空き農地に関する利用取引を規制しない。

(空き農地の登録)

第 4 条 情報バンクへ空き農地を登録しようとする提供希望者（以下「空き農地提供者」という。）は、七飯町空き農地情報バンク登録申込書（様式第 1 号）及び承諾書（様式第 2 号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、空き農地データベースに登録しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定により登録した時は、その旨を当該空き農地提供者に通知するものとする。
- 4 会長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き農地で、情報バンクへの登録が適当と認められるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空き農地データベースに係る登録事項の変更)

第 5 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた空き農地提供者は、当該

登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(空き農地の登録の抹消)

第6条 会長は、登録空き農地に係る所有権その他権利に異動の届出があったとき、又は空き農地提供者から空き農地データベースからの登録抹消の届出があったときは、当該空き農地のデータを抹消するとともに、その旨を当該空き農地提供者に通知するものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者は、七飯町空き農地情報バンク利用希望者登録申込書(様式第3号)及び誓約書(様式第4号)に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による登録の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する者を、利用希望者データベースに登録しなければならない。

- (1) 空き農地を利用し、積極的に農業に従事しようとする者
- (2) その他会長が適当と認めた者

3 会長は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該利用希望申込者に通知するものとする。

(利用希望者データベースに係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第9条 会長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者データベースから当該情報を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 情報の利用目的が第7条第2項に該当しないこととなったとき。
- (2) 情報を利用し空き農地を得ることが公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者データベースからの登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他会長が適当でないとして認めたとき。

(情報の提供)

第10条 会長は、必要に応じて利用登録者に対して、空き農地データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

2 会長は、必要に応じて空き農地データベースへ登録された情報(空き農地提供者の個人情報を除く空き農地情報に限る。)についてインターネット等を

通じて広く提供するものとする。

3 会長は、空き農地提供者及び利用登録者が行う、空き農地に関する交渉及び貸借契約については、直接これに関与しない。

(経過報告)

第11条 利用登録者は、この情報バンクを利用して得た情報を基に、空き農地提供者と交渉を開始又は終了したときは、交渉開始(終了)報告書(様式第5号)によりすみやかに会長に経過を報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。